

電波監理審議会 有効利用評価部会（第27回） 議事録

1 日時

令和6年2月29日（木） 19：00～20：30

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、
若林 亜理砂

(3) 事務局

渋谷 闘志彦（総合通信基盤局総務課長）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事		
	(1)	令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度 の評価結果(案)について.....	1
	(2)	携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定(案)等 について.....	10
3. 閉	会	39

開 会

○笹瀬代理 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会第27回会合を開催いたします。皆様、お忙しいところ、遅い時間からのお集まり、どうもありがとうございます。

本日の部会はウェブによる開催とさせていただきました。また、本日は、電波監理審議会委員の私が出席しておりますので、電波監理審議会令第3条に基づきまして、定足数を満たしております。

なお、林部会長は所用により遅れての御出席となっておりますので、御出席されるまでの間、私が司会進行を代行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 事

- (1) 令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)について

○笹瀬代理 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。まず、議事の1「令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)」につきまして、検討を行いたいと思います。評価結果案につきましては、1月9日の電波監理審議会におきまして審議を行いまして、1月10日から2月8日までの間、意見募集を実施いたしました。意見募集の結果及び提出された意見に対する電波監理審議会としての考え方の案につきまして、事務局から御説明よろしくお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。

それでは、資料 27-1 に基づきまして御説明申し上げます。提出された意見につきましては 11 件、内訳といたしましては法人 8 件、個人 3 件でございました。表に、提出された意見及び電波監理審議会の考え方(案)をまとめてございますので、ポイントを絞りながら御説明させていただければと思います。

まず、ナンバー 1 と 2 は全般的な御意見です。

ナンバー 1、NTTドコモから提出された意見につきましては、前段は、御賛同の意見でございます。中段でございますが、電波の有効利用の評価においては、カバー率に係る評価だけではなく、ニーズに応じたエリア展開等を加味した評価の検討を希望するという意見、後段につきましては、利用状況調査の簡素化の検討を希望するという御意見でございます。

御意見の右側の欄に電波監理審議会の考え方(案)をお示ししてございます。前段は、賛同の御意見として承る旨、中段に関しましては、評価の在り方につきましては、利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に検討を行うとしてございます。後段につきましては、調査に関する御意見ですので、総務省において検討されるものと考えますとしております。

ナンバー 2、ソフトバンク、WCPからは、取組の全般に関する賛同の御意見でございます。

2 ページ目を御覧ください。ナンバー 3、エリクソン・ジャパンからは、基地局スリープ機能の技術の導入を推奨する評価の検討も必要ではないかとの御意見でございます。後段の御意見につきましては、周波数帯ごとの評価について、システム全体としての効率改善を抑制しないような評価が行われることが必要との御意見です。

考え方の案といたしましては、前段のスリープ機能につきましては、評価結果案の各論におきまして、利用者の接続面での利便性を損なうことなく省電力

化を図っており、そのような社会課題解決に資する取組は理解するとしている。

「一方で」といたしまして、電波の有効利用の観点からは、割り当てられた周波数帯を最大限活用することが必要と考え、有効利用評価方針において、通信量につきましては、帯域別トラヒックが前年度実績値以上か未滿かの評価基準を設けている旨を記載しています。後段につきましては、利用状況調査の調査区分の周波数帯ごとに評価を行っているとしておりますが、最後の段落でございますが、評価の在り方につきましては、いただいた御意見や利用実態等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

続いてナンバー4につきましては、同じくエリクソン・ジャパンより、Massive MIMOなどの技術の導入推進への賛同の御意見でございます。

ナンバー5、NTTドコモからは、基地局のスリープ機能に関する御意見で、省電力化等の取組を加味した評価を希望するような御意見です。こちらはナンバー3の前段の御意見と同様ですので、考え方も同様としてございます。

3ページ目を御覧ください。ナンバー6につきましては、UQコミュニケーションズより賛同の御意見でございます。

ナンバー7、エリクソン・ジャパンより、3.7GHz帯について、衛星との干渉を早期に緩和するための施策も必要と考えるとの御意見です。

こちらの考え方案といたしましては、総務省において、今後の施策の参考としていただきたいと考えるとしてございます。

ナンバー8、JTOWERからは、インフラシェアリングの積極的な活用を求める内容に賛同の御意見でございます。

次のナンバー9から、今後の有効利用評価に向けての検討課題に関する御意見でございます。

ナンバー9は、ソフトバンク、WCPより、全般的な御意見を頂戴しております。開設指針などの考え方との整合性などの観点を考慮しつつ、評価基準の

継続的な見直しが重要であり、今回の評価基準を検討する際にも考慮してほしいといったような御意見でございます。

考え方案につきましては、有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます。

続きまして4ページ目、ナンバー10から13につきましては、5G導入開設指針に係る周波数帯の評価への御意見でございます。

まず、ナンバー10、NTTドコモからは、前段は賛同の御意見でございます。後段につきましては、Sub 6について、評価案において、当面は基盤の展開の程度で評価し、将来的にはカバー率の評価に見直していく方向性を示しているところ、これに対する御意見として、見直す時期については、事業者の進捗状況等を踏まえて検討を希望するとの御意見でございます。

こちらの考え方案といたしましては、後段部分でございますが、評価案にも記載しているとおり、Sub 6のエリアカバレッジについては、毎年度、人口カバー率や面積カバー率の進捗を注視しつつ、適切なタイミングで評価基準を見直す方向で検討を行っていく予定としてございます。

ナンバー11のKDDIからは賛同の御意見です。

ナンバー12、JTOWERからは、前段につきましては賛同の御意見です。なお書き部分の御意見でございますが、中段あたりの「例えば」のところでございますけれども、例えば、5G周波数帯域については、ユーザーが密集するような高トラフィック領域への展開度合いなどを用いた利用者視点での評価も考えられるのではないかとといった御意見です。

考え方案といたしましては、こちらでも有効利用評価方針の改定案の検討の参考とさせていただきます。

ナンバー13の楽天モバイルにつきましては、御賛同の御意見として承っております。

5 ページ目を御覧ください。ナンバー 14 から 16 までは、S A に係る評価に関する御意見です。

S A につきましては、評価結果案におきまして、S A を技術導入状況の評価に加える方向で有効利用評価方針の改定案を検討しているところでございますところ、ナンバー 14、N T T ドコモからは、S A について、当面の間は展開状況を注視し、モニタリング指標とすることを希望するとの御意見でございます。

考え方案につきましては、これまでと同様、改定案の検討の参考としてございます。

ナンバー 15 のエリクソン・ジャパンからは、S A を評価基準に含めることへの賛同の御意見でございます。

ナンバー 16、楽天モバイルからは、S A につきまして、C A、M I M O、Q A M に加え、総合的に S A も評価されることを希望といった御意見でございます。

考え方案につきましては、有効利用評価方針の改定案の検討の参考としてございます。

ナンバー 17、18 につきましては、3 G に係る評価の御意見でございます。

ナンバー 17、N T T ドコモからは、前段は賛同の御意見でございます。後段につきましては、移行計画を提出することについて、計画の策定後、社会環境等の変化に応じて柔軟に見直しできるなど、割り当てられた周波数をより効率的に利用できることを希望するといったような御意見でございます。

考え方案につきまして、後段の部分につきましては、こちらも改定案の検討の参考としてございます。

ナンバー 18、K D D I からは賛同の御意見でございます。

続いてナンバー 19、認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価につ

きましては、KDDIから、計画値との比較に基づく評価の方向性への賛同の御意見でございます。

続いて、6ページ目を御覧ください。ナンバー20、UQからは、全国BWAの5Gに係る評価の方向性に御賛同の御意見でございます。

ナンバー21、22につきましては、インフラシェアリングに関する定性評価への御意見です。

ナンバー21、前段につきましては、JTOWERから、方向性に賛同の御意見をいただいております。なお書きにつきまして、こういったインフラシェアリングの検討の際には、インフラシェアリング事業者側への聴取の機会の設定も考えられるのではないかとといった御意見でございます。

続いてナンバー22、楽天モバイルからは、前段は賛同の御意見でございますが、後段につきましては、4Gのインフラシェアリングも含めて評価いただくことを希望するといった御意見です。

これら2つの考え方ですが、ナンバー21、22ともに、後段につきましては、評価の在り方の検討の参考とさせていただくとしてございます。

続いて、その他の御意見でございます。

まず、ナンバー24を御覧ください。御意見の内容といたしましては、カバー率につきまして、実態との乖離状況について調査をいただきたいといった御意見でございます。

こちらの考え方の案といたしましては、評価結果案の今後の検討課題①人口カバレッジに係る指標に記載のとおりとしてございまして、こちらにつきましては、総務省に対し、諸外国の事例等につきまして調査を要請しておりますので、当該調査結果も踏まえ、必要な検討を行っていく予定としてございます。

戻りますが、ナンバー23につきましては、割当てに関する御意見でございます。また、最後の7ページ目のナンバー25につきましては、電波の安全性

に係る御意見ですので、考え方案につきましては、本意見募集の対象外として
ございます。

全体として、評価結果案の修正については「無」としてございまして、次の
資料27-2につきましては、意見募集時点の評価結果案と同じとしてござい
ます。

御説明は以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、御説明に関しまして、何か質問等、御意見ございますでしょうか。

池永先生、いかがでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。

私のほうから特に質問等ございませぬ。書かれている内容で問題ないかと思
います。

○笹瀬代理 ありがとうございます。

石山先生、いかがでしょうか。

○石山特別委員 私もこれで問題ないと思います。ただ、参考とすべき意見も
幾つかございましたので、そちらについては今後検討していくべきだと思っ
ております。

以上です。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

眞田先生、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私もこの案に賛成です。特に問題ないと思います。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、中野先生、いかがでしょうか。

○中野特別委員 中野です。

私も、この案で問題ないと思います。

○笹瀬代理 ありがとうございます。

若林先生、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございます。

私もこの案で異論はございません。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。

それでは、私から1点だけ質問させてください。資料27-1の4ページ目の12番のJTOWERからの質問におけるなお書きのところで、ユースケースを想定したような公共の場所などの高トラヒック領域への展開度合いや、スピードテストと書いてありますが、これはJTOWERが測定できるものなのでしょうか。つまり、今後の改定の参考としたいと書いてあるのはいいですが、実際、キャリアがこのような測定結果を示すことができるかどうかをお聞きになられていますか。何かもし総務省で対応されているものがあれば教えていただきたいです。

○宮良幹事 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

前段の高トラヒック領域への展開度合いと後段のスピードテスト、2つあるかと思えます。前段につきましては、当方として承知しているところでは、特にそういった領域別の分類や調査結果はないものかと考えております。後段のスピードテストにつきましては、一部、総務省でも事業者に要請いたしまして、特定の地域、例えば都市部やルーラル地域などをピックアップして、スピードテストの結果を公表するという消費者目線での取組を行っておりまして、各事業者のホームページでも、その結果は示されている状況かと思えますが、端末などによってもまちまちですので、箱ひげ図で、例えば、第3四分位の値が何Mbpsといった形で各事業者が公表しているデータはあるという状況でございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

やはりこういうデータが出せないと評価の改定の検討もできないので、そういう面でJTOWERは、キャリアではないので、このようなデータが出るかどうかに関しては総務省に引き続き御検討いただいて、もしそういうデータがある程度出そろうのであれば、それについて検討を具体的に進めるという方向でよろしいですね。

○宮良幹事 事務局のほうで、どういったデータが今存在するかといったところも含めて調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの先生方、質問いかがでしょうか。

林先生は、まだ御参加されていませんよね。

○林部会長 ただいま入室いたしました。

○笹瀬代理 それでは、ここから司会を代わっていただければと思います。

○林部会長 承知しました。冒頭、参加ができず大変失礼いたしました。

○笹瀬代理 説明していただきまして、各委員の方からは特に修正案はないという状況です。

○林部会長 分かりました。ありがとうございます。笹瀬先生におかれましては、司会進行を務めていただきまして、大変ありがとうございました。それでは、ここからは私が司会進行を務めさせていただきます。

本議事につきまして、貴重な御議論を賜りましてありがとうございます。おむね事務局案どおりで御賛同いただいたところかと思いますが、もし追加で、後ほど修正等の御意見がございましたら、事務局までメールにてお送りいただければと思います。

それでは、3月期の電波監理審議会において、当部会から、令和5年度携帯

電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果（案）の意見募集の結果について報告を行いたいと思います。

なお、僭越ではございますが、電波監理審議会への報告に当たっては、最終的に部会長の私のほうに御一任をいただけましたら大変ありがたく存じますが、よろしゅうございましょうか。

○笹瀬代理 はい。結構です。

○林部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

（２）携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定（案）等について

○林部会長 続きまして、議事の（２）に進みたいと存じます。「携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価方針の改定（案）等」につきまして、これも事務局より御説明をお願いできればと思います。

○宮良幹事 事務局、宮良でございます。

それでは、資料27-3に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。2ページ目を御覧ください。こちらでは、令和5年度の携帯電話等の有効利用評価結果（案）における検討課題につきまして、表で示してございます。課題1から8までの8課題でございます。

上側の2つ目の四角でございますが、このうち1と6につきましては、総務省への要請事項であります。また、7、8につきましては、次年度の事業者ヒアリングにより詳細な実態等を把握することとするをいたしまして、米印でございますが、7、8につきましては、本日は、次年度の事業者ヒアリングに向

けた検討を行うとしてございます。

3つ目の四角でございますが、2から5につきましては、有効利用評価方針の改定案の検討、また、「加えて」といたしまして、定性評価のうち、安全・信頼性の確保につきましては、評価基準の明確化に係る改定案の検討を行うとしてございます。改定案の検討につきましては、2から5及び安全・信頼性の確保の計5項目となります。

次のページからが5項目の具体的な評価方針の改定に係る検討となります。5ページ目を御覧ください。5G導入開設指針に係る周波数帯の評価でございます。1ポツ、検討課題のポイントといたしましては、下から2つ目のパラグラフでございますが、太字部分、S u b 6のエリアカバレッジの評価基準は、実績評価においては周波数帯ごとの5G基盤の展開の程度、進捗評価におきましては、人口カバー率及び面積カバー率を用いる方向、また、スポット的に利用されるミリ波の評価基準は、実績及び進捗評価において基地局数を用いる方向、さらに通信量に係る新たな基準を定めることなども含めて、有効利用評価方針の改定案の検討を行うとの課題でございます。

次の6ページ目を御覧ください。まず、認定の有効期間満了後の実績評価に係る内容でございます。左側のオレンジの部分につきましては、現行の有効利用評価方針でございます。右側の表につきましては、S u b 6、ミリ波ごとの改定案の概要を示してございます。

表の上から3段目でございますが、通信量につきましては、前回部会においても様々な案を御議論いただいたところ、引き続き通信量の在り方につきましては精査・検討が必要であるとしていたしまして、今回の改定につきましては現行どおり、ただし、米印といたしまして、継続検討課題とするとしてございます。

そのほかの基準につきましては、具体的に次のページを御覧ください。7ページでございます。こちらはS u b 6における改定案でございます。左側が基

準の案でございます。基地局数は既存と同様でございますが、上から2つ目、基盤展開率、赤字部分が新たに規定した基準になっております。

改定の考え方につきましては、Sub 6は当面の間、カバー率ではなくて周波数帯ごとの基盤展開率として、開設指針におきまして、50%以上を絶対審査基準としておりますので、満了後であっても、当該値以上の展開を行うことが責務、いわゆる最低限達成すべき目標との考え方といたしまして、まず、D評価につきましては50%未満としてございます。こちらにつきましては、前の議題におけますソフトバンク、WCPなどからの意見、開設指針等の考え方の整合性を取るといった御意見に沿った形になっているかとは存じます。SからCにつきましては、有効利用の程度の度合いといたしまして、現行の人口カバー率と同様なパーセンテージの区切りに同じとしております。

最後の7点目、総合的な評価につきましては、現行の人口カバー率に代えて、基盤展開率としてございます。

続いて、8ページ目を御覧ください。ミリ波の実績評価の案でございます。ミリ波につきましては、スポット的な利用になりますので基地局数を重視いたしまして、1の基地局の数につきましては、最低限達成すべき目標といたしましては、開設指針との考え方の整合性を取り、開設計画値未満をDとしてございますが、SからCまでは、ミリ波につきましては、今後も整備を進めていくことが期待される所、各社間の競争を促す観点からも、基地局数につきましては、周波数帯平均値との比較による相対評価としてございます。

最後の4つ目の総合的な評価につきましては、現行の人口カバー率に代えて、基地局の数としてございます。

続いて、9ページ目を御覧ください。ここから進捗評価でございます。オレンジ部分、左側が現行でございますが、例えば1つ目の基地局数は、Sがプラス3,000局超、カバー率に関してはプラス1%超となっております。

また、(4)の総合的な評価では、Sにつきましては、前年度実績を大きく上回っているといった考え方。また、人口カバー率につきましては、A評価はプラスマイナス1%以内といったような基準でございまして、(4)総合的な評価では、前年度実績を維持しているといった考え方となっております。

右側につきましては、Sub 6、ミリ波ともに、全般的には表の中で新たな評価基準とするとしております。

具体的な案は、10ページ目を御覧ください。Sub 6の進捗評価の案でございます。既存の周波数帯との違いを赤字としてございます。まず、既存の周波数帯は、B評価におきまして前年度実績値未満となっておりますが、Sub 6においては、C評価において前年度実績値未満としております。

こちらは、右側の考え方の欄の一番上の共通の部分でございますが、Sub 6につきましては、認定期間満了時点で、全国または一部地域で人口カバー率が50%未満となるような見込みであるため、さらなる基地局の展開を促すことが適当としてございます。

それぞれの評価項目におきまして、SからBにつきましては、前年度実績値からの増加量に応じたものとしております。具体的な3,000局などの考え方は、後ほど御説明いたします。

次が3、基盤展開率の部分ですが、Sはプラス1%超などとしております。これは、右側の考え方でございますが、認定期間の満了時点で90%を超える計画値である事業者も存在してございまして、一定の基盤展開が進んでいるといったところで、現行の人口カバー率と同様な基準値としてございます。

続いて、11ページ目のミリ波の進捗評価につきまして、基地局数につきまして、Sub 6と同様な考え方としてございます。

12ページ目でございます。こちらは、基地局数のS評価は3,000局、A評価は1,000局といったような基準の考え方でございます。箱ひげ図を示し

ておりますが、過去の利用状況調査を踏まえた統計的なデータをまとめてございます。図の中、第3四分位以上、つまり上位25%であれば、特に優れているS評価として、これまでと同様でございますが、3,000局といったところが統計的なデータからも読み取れるかと思えます。また、今回新たに規定するA評価につきましては、中央値の第2四分位程度の1,000局としてございます。

続いて13ページ目、人口カバー率につきましても、統計的なデータを踏まえ、先ほどの基地局数と同様の考え方として、Sはプラス5%、Aはプラス1%を閾値としてございます。

14ページ目、面積カバー率につきましては、人口カバー率より統計的なデータは少し低い結果となっておりますが、右側の2段落目でございます。「一方で」というところのアンダーライン部分でございますが、5Gにおいては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画におきまして、非居住地域の整備目標の設定が行われていることにも鑑みまして、面積カバー率のさらなる拡大を期待し、人口カバー率と同様としてございます。

次のページ目から、2つ目のSAに係る評価でございます。

16ページ目を御覧ください。1ポツ、検討課題といたしましては、最後の段落でございますが、次年度からの5Gの評価において、SAを技術導入状況の評価基準に含める方向で有効利用評価方針の改定案の検討を行うとの課題でございます。

17ページ目でございます。認定期間満了後の実績評価でございます。上側の現行の評価方針において、B評価は、全ての都道府県において、アからウのいずれかの技術を利用といった基準につきましては、これまでの利用状況調査の結果なども踏まえすと、アからウの技術につきましては、基本的に用いられているような状況が確認されましたので、現行のB評価につきまして、下側

の改定案につきましてはC評価といたしまして、B評価につきましては、全ての都道府県において、アからウの全ての技術を用いている場合としております。その上で、SAを一部の都道府県で導入している場合はA、全ての都道府県で導入している場合はSとしてございます。

なお、前の議題におきまして、NTTドコモより、SAにつきましては当面の間、モニタリング指標としてほしいとの意見がございましたが、一方で賛同の御意見もあり、国内におけるSAの導入促進の観点から、改定案ではSAを含めた案としてございます。また、楽天モバイルからは、CA、MIMOなどを含めて総合的な評価をという御意見がございましたが、本案につきましては、これらを総合的に勘案した基準になっているものと考えてございます。

続きまして、次の18ページ目でございます。こちらは認定期間満了後及び認定期間中の進捗評価でございます。上側、現行につきましては、例えばS評価のアにつきましては、(ア)から(ウ)の1つ以上で前年度実績値プラス10%を超えている場合にSとなっております。

下側、改定案でございますが、こちら(エ)といたしましてSAを追加してございます。Sにつきましては、これらの技術の1つ以上でプラス10%以上となっておりますので、SAのみが10%以上となっても高く評価をするといった案でございます。また、実績評価との整合性の観点から、UL64QAMにつきましても基準に追加してございます。

続いて19ページ目、認定の有効期間中の実績評価でございます。現行は左側でございます。(1)につきましては、右側の改定案につきましては700MHz帯としております。昨年10月に割当てが行われた700MHz帯につきましては、まず、5GのSA、CAは、現時点では標準化されていないものでございますが、認定を受けた者は、その開設計画において標準化提案を行うとしてございますことから、認定期間10年の間の導入の促進を期待いたしまして、CA、

SAも含めた基準としております。また、低い周波数帯、プラチナバンドといった周波数帯では、4MIMO以上は技術的な困難性が現時点ではあるということから、2MIMOを加えた案としております。

(2) 700MHz帯以外の認定期間中の周波数帯におきましては、4Gとして割り当てられた周波数帯においても5Gの導入が進展していることから、SAを基準に追加するとともに、Massive MIMOのさらなる導入も期待し、S及びAにつきましては、4つ以上の技術としております。

SAについての御説明は以上でございまして、次のページより、3Gに係る評価でございます。

21ページ目を御覧ください。1ポツ、検討課題といたしましては、こちらでも最後の段落でございますが、3Gサービス終了後の期間における3Gの評価においては、マイグレーションには一定の期間が必要であることから、利用状況調査において移行計画の提出を求め、当該移行計画に基づく評価を行う方向で改定案の検討を行うといった課題でございます。

その下、2ポツ目の有効利用評価方針の改定の考え方でございます。有効利用評価方針に、移行計画に係る評価の事項、方法及び基準を新たに規定するとしておりまして、(1)評価の事項といたしましては、使用周波数の移行計画を評価の事項とし、(2)評価の方法といたしましては、総合的に勘案して定性的に評価をするという点、(3)評価の基準といたしましては、提出された移行計画における移行する周波数及び通信規格、つまり、どの周波数において3Gから4G、ないしは5Gに移行するのか、また、移行する周波数に係る基地局数、人口カバー率、面積カバー率の年度ごとの見通し、その上で移行に要する期間を分析し、評価するとしております。

また、米印でございますが、移行に要する期間の考え方といたしまして、電波法の原則に基づきまして、免許の有効期間が5年であり、再免許が保障され

ていないことを勘案し、移行する周波数に係る人口カバー率がD評価の基準を超えるため、例えば800MHz帯では80%以上でございますが、このために必要な期間は、3Gサービス終了時点から5年以内として評価を行う。ただし、特段の事情がある場合は、これを考慮するとしてございます。

次の22ページ目が具体的な改定案でございますが、赤字部分につきまして、先ほどの御説明内容を追記しているものでございます。

23ページ目でございます。3Gに係る評価につきましては、今回、移行計画に関する評価方針の改定でございますが、次年度につきましては、当該移行計画を評価を行うとともに、令和7年度に向け、次年度は、移行計画の進捗に係る評価方針の改定を行うとする流れを予定として記載してございます。

続きまして、次のページから、認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価でございます。

25ページ目を御覧ください。1ポツ、検討課題といたしましては、現状、実績評価においては各社間の相対評価を用いておりますが、R評価となっている周波数帯があるところでございます。最後の段落でございますが、各社の開設計画値との比較に基づく評価を行うことにするなど、認定の有効期間中の有効利用評価方針の改定案の検討を行うといった課題でございます。

下側、参考でございますが、次年度からは、基本的に5つの周波数帯のうち3つの周波数帯が1者割当てとなっているところでございます。

次の26ページ目につきましては、現行の実績評価でございますが、例えば一例といたしまして、1つ目の基地局数等のS評価におきましては、周波数帯平均値の110%を超えている場合がSといったような基準となっております。

次の27ページ目が改定案でございます。まず、全体的な考え方といたしましては、それぞれの周波数帯ごとの開設指針に基づく計画値との比較としてございます。また、現行の評価方針におきましては、進捗評価におきまして、開

設計画との比較による評価を行っているところでございますが、当該基準との違いを表中の赤字としてございます。現行では、A評価におきまして、計画値以上としてございますが、実績として評価するに当たっては、計画値以上を標準的として、B評価を計画値以上といたしまして、SからBにつきましては、計画値からの差分に応じて評価を分けているといった形でございます。

こちらの3,000局、5%といった基準は、次のページを御覧ください。こちらでも過去の統計データをまとめてございます。先ほどの違いは、こちらは実績値から計画値を引いた値でございますが、基地局数は、上側でございますが、1つ目の課題の考え方と同様、第3四分位程度のプラス3,000局をS評価としておりまして、A評価は1,000局を閾値としてございます。

下側、人口カバー率につきましては、統計データの箱ひげ図は大きな値となっておりますが、過去、市区町村の役場のカバー率を基準としていた周波数帯もありまして、少し統計的なデータが少ないこと、新規参入事業者が計画値をかなり大きく上回る実績があったことも踏まえ、また、現行の進捗評価のS評価が1%となっていることも踏まえまして、S評価につきましては、中央値程度の5%、Aが現行のS評価と同様の1%とするといった考え方としてございます。

29ページ目でございます。改定案の5G高度特定基地局数の数、基盤展開率も先ほどの基地局等と同じように現行の進捗評価からの変更点を赤字としておりまして、B評価を同様に計画値以上としてございます。

一番下の6、総合的な評価につきましては、周波数帯ごとの計画値の項目に基づく評価としてございます。

次の30ページ目につきましては、高度特定基地局と5G基盤展開率の基準値の考え方ございまして、こちらでも統計データを踏まえた考え方としておりますが、1点、上側の高度特定基地局のA評価につきましては、第2四分位が

若干低い値でございましたところ、基地局の整備能力という観点で、この後、御説明いたします、年間では約5,000局程度は整備する能力があるということの統計データも踏まえ、500局としてございます。

続いて、31ページ目より進捗評価でございます。こちらのページは現行でございまして、計画値との比較に基づく評価基準となっております。

32ページ目でございます。改定案といたしましては、1つ目の基地局数等につきましては、1つ目の課題のSub6と同様な基準・考え方に基づくものとしてございます。

2つ目の5G高度特定基地局、基盤展開率につきましては、前年度実績値からの増分の基準値といたしましては、次のページを御覧ください。こちらにも統計的なデータの値を用いております。先ほどのA評価の500局は、こちらの第2四分位程度の値となっております。

下側の基盤展開率ですが、こちらにも統計データとしては大きな値となっておりますが、今後、本基準が適用されます1.7GHz帯の東名阪以外におきましては、開設指針において7年後に50%以上、年間では7%程度となっていることも踏まえまして、Sにつきましてはプラス5%、Aはプラス1%を閾値としてございます。

次のページ目から、安全・信頼性の確保に関する定性評価でございます。

35ページ目を御覧ください。赤字部分、現行のb評価の「過去の経験等を踏まえ」を「一定の取組を行っており」へ変更してございます。

考え方といたしましては、前年度からの改善を行っているのみならず、例えば災害対策として、能登半島地震などへの一定の取組も評価の対象であることを明確化するための変更となります。

次のページ目を御覧ください。ここから、次年度の事業者ヒアリングに係る検討として、検討課題7と8についてとなります。

次の37ページ目から、インフラシェアリングに関する定性評価の関係で、具体的には38ページ目を御覧ください。1ポツ、検討課題といたしましては、最終段落でございますが、「これらも踏まえつつ」、つまり、昨年秋に行っていたヒアリングの結果も踏まえつつ、今後、より適正な評価を実施していくため、例えば屋外・屋内別のインフラシェアリングの有効性を整理するなど、より多角的な視点から評価の在り方について検討を行うといった課題でございます。

2ポツ目、事業者へのヒアリング項目案でございます。1つ目の四角、ヒアリング項目として①屋外・屋内別、また、②につきましては、工作物または電気通信設備を共用する場合の別、また、③といたしましては、周波数帯別にインフラシェアリングに関するメリット・デメリットを教えてくださいとさせていただきます。

2つ目の四角でございますが、前の議題でJ TOWERより、インフラシェアリング事業者への意見の聴取との御意見もございましたが、こちらにつきましては、事務局から主な事業者に携帯電話事業者等々へ同様な質問を行い、協力が得られた者の回答につきまして、部会のほうへ御報告を行うといった案としてございます。

なお、米印、2ポツ目のところの右側でございますが、ヒアリングにつきましては、次年度の調査結果も踏まえた定量評価などを含むヒアリング項目の検討の際に、こちら、改めて御検討、御議論いただきたいと考えてございます。

続いて、次の39ページ目からは、安全・信頼性の確保に係る定性評価の関係でございます。

40ページ目でございます。1ポツ、検討課題といたしましては、令和5年度の評価を踏まえ、アンダーライン部分でございますが、事業形態にも配慮しつつ、各社独自の取組の評価の在り方について検討を行うといった課題ござ

います。

2 ポツ目が、事業者ヒアリングの項目案でございます。①といたしまして、全国BWAの2.5GHz帯につきましては、ルータ以外にも携帯電話でも利用されているといった状況がございますので、それぞれの無線局数の割合や、②といたしまして、自社グループで一体的に取り組んでいる対策、または独自の対策につきまして、コア設備等々のそれぞれの面から教えてくださいとしております。③につきましては、能登半島地震の関係になりますが、被害状況や対応状況、また、評価結果において取組状況の公表を予定しているため、非公開の範囲や、その理由を問うような項目としてございます。

最後に、資料27-4でございますが、こちらにつきましては、有効利用評価方針の本体でございますが、本日、御説明いたしました改定案の内容を赤字で盛り込んだものとなっております。

駆け足で、また、説明が長くなりまして恐縮ですが、御説明は以上となります。

○林部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問あるいは御意見等をいただきたいと思いますが、何分項目が多うございますので、項目ごとに区切って御意見を賜りたいと思います。

それでは、まず5ページ目からの5G導入開設指針に係る周波数帯の評価の部分につきまして、御意見、御質問等を賜ればと思いますが、いかがでございましょうか。

○石山特別委員 石山です。よろしいですか。

○林部会長 石山先生、お願いいたします。

○石山特別委員 今見せていただいているところで、下から3行目、紫の色になっているところ、通信量に係る新たな評価基準を定めることというところで、

なかなか難しいところではございますが、今回の御提案に私としては賛成いたします。まだ今後も検討は必要だとは思いますが、今回の御提案は大変よい御提案になっているかと思えます。

ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の御意見と承りました。

ほかにいかがでございましょう。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 笹瀬先生、お願いします。

○笹瀬代理 私も石山先生と同じで、今回の御提案で良いと思います。特に6ページ目に書いてある、S u b 6とミリ波に関して、特に一番下のところ、現行の基準の人口カバー率ではなく、基盤展開率もしくは基地局の数に変更することは妥当だと思います。

1点お聞きしたいのは、8ページのミリ波の場合に関して、基地局の数が計画値以上、プラス周波数平均値の70%など、そういう平均値と比較することについて、これは競争を促す観点ですが、これに関して、現状はどうなっているのでしょうか。かなりばらついているのでしょうか。計画値以上であれば最低Cになると思いますが、平均値の70%未満となることは起こるのでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。

具体的なデータをお示ししていませんが、S u b 6につきましては、この4月に認定期間が満了する予定でございます。その満了時点の各社の計画値につきましては、既に公表されてございますが、各社の目標値、計画値につきましては、K D D I につきましては約1万5,000局程度、楽天モバイルは9,000局程度、ドコモにつきましては6,000局程度、ソフトバンクは4,000局程度の計画値となっておりますので、計画値どおりです

と、各社、平均値との比較を行いますと、C評価になるような事業者も出てくる可能性はあるかと考えてございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。

○林部会長 どうもありがとうございました。御賛同の意見ということで承りました。

ほかにいかがでございましょう。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。

私も基本的には、全体的に御説明いただいた内容のとおりで問題ないと思います。

特に気になっていたのはミリ波の部分ですが、基地局数で評価するという点に関しましては、現状では、各事業者に割り当てられた帯域幅が全社同じ帯域幅になっていますので、今の状況であれば、基地局数で評価することで特に問題ないと思います。今後、もしその帯域幅が変わるようであれば、この辺りも考え直す必要があるかと思いましたが、現状では皆同じですので問題ないと考えております。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見ということですが、仰せのとおり、帯域幅が異なれば、基地局数の評価も変わってくるころはあろうかと思えます。これは今後の課題ということでテイクノートしたいと思います。どうもありがとうございます。

ほかに先生方、いかがでございましょう。

○中野特別委員 中野です。1つだけ質問よろしいでしょうか。

○林部会長 お願い申し上げます。

○中野特別委員 私も全般を通して、これで賛同しているんですが、8ページのミリ波の通信量のところですが、Dで評価区域以外のいずれかの都道府県において1日の間トラヒックがないと表現されていて、ミリ波の使い方によっては、すごく使われる時期と、地域によってはさほど使われないときもあるのではないかという気がしていて、通信量に関しては、まずはこれで問題ないと思っておりますが、今後も各社の通信量をどのように評価すべきかというのは検討したほうがいいという気がいたしました。

今後の課題で御検討いただければと思います。以上です。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見と承りながら、今後の課題についても御指摘をいただきました。通信量の評価の在り方は継続検討課題ということかと思っておりますので、今後また事務局と調整しながら、この部会で議論できればと思います。

事務局は何か応答ございますか。

○宮良幹事 宮良でございます。

引き続きの通信量につきましては、事務局でも検討を進めさせていただきたいと思っております。

また、ミリ波につきましても、次年度、1日の間トラヒックがない都道府県があるのかというところは明らかになってくるところもあるかと思っておりますので、来年度の調査結果も踏まえながら、引き続き通信量の評価につきましては検討を進めていく形でお願できればと思います。

以上でございます。

○林部会長 よろしく願いいたします。

ほかによろしゅうございますか。それでは、若林特別委員、お願いいたします。

○若林特別委員

私も全般的に賛成です。特に、例えば基地局の数等について、以前に、この数の適切性はどうなのかという質問をさせていただきまして、今回、統計的なところから御説明いただいて大変納得いたしました。どうもありがとうございました。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。基地局の数の適正性につきまして、以前、若林先生から御指摘いただいたところでした。それも踏まえて、今回、事務局から御提示いただいたかと思えます。ありがとうございました。

眞田先生、お願いできますでしょうか。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございました。

特に異論ございません。賛成です。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同いただきました。

それでは、一通り御意見頂戴しまして、御賛同の意見を全員の先生方から承ったということです。この議題につきまして、これで終わります。続きまして、16ページ目からのSAに関する評価につきましても、先ほどと同じように御意見等頂戴できればと思いますが、いかがでございましょう。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 17ページ目の上側の現行のものと、今度の改定案を見ますと、従来Bだったものが、今度はCになるという理解でよろしいですね。

○宮良幹事 事務局でございます。

御理解のとおりでございます。

○笹瀬代理 下の表に書いてある改定案のところ、S、A、Bの後にB、C

と書いており、これはBを消すという意味でしょうか。

○宮良幹事 分かりづらくて恐縮でございます。現行のBをCにするということでBを消させていただいている状況でございます。

○笹瀬代理 そうすると、従来Bだったものが、今度Bを保とうと思った場合に関しては、必ず全部導入しなければならないという理解でよろしいですね。

○宮良幹事 事務局でございます。

御理解のとおりでございます。これまでの利用状況調査の結果も見ますと、基本的にはCAと、2MIMOからMassive MIMOのいずれか、また、UL64QAMまたは256QAMのいずれかにつきましては、一般的に用いられていまして、全ての都道府県で用いられているところが標準的かと考えておりまして、いずれかの技術の場合はC評価といたしまして、B評価につきましては、全ての技術を導入している場合としてございます。

○笹瀬代理 分かりました。

また、現行では電波を効率的に利用しているという言葉は、今回、SAが入っているので、そこは削除したという理解でよろしいですね。

○宮良幹事 事務局でございます。

御説明の際に申し上げなく恐縮ですが、電波を能率的に利用しているか否かというところについては、なかなかその判断が難しいというところもございしますので、削除させていただいている状況でございます。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございます。原案でいいと思います。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。原案のとおりでよいという御指摘いただきました。

確かに、電波を能率的に利用しているというのが削除されているというところ

ろは、電波の有効利用の評価をしているのに電波を能率的に利用していった、ある種の冗長感がこれまであったところでもありますので、そこも削っていただいて分かりやすくなったと思います。どうもありがとうございます。

ほかに先生方、いかがでございましょう。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 はい。お願いします。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。

S Aに関しては、この御提案どおりで問題ないと考えております。この改定からS Aを評価に加えるというのが主な趣旨だと思いますので、これで問題ないと思います。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見と承りました。

すみません。石山特別委員、いかがでございましょう。

○石山特別委員 この案に賛同いたします。適切であると思います。

○林部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、いかがでございましょうか。

○眞田特別委員 この案に賛成です。

○林部会長 ありがとうございます。

中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 御説明ありがとうございました。私も賛成です。

○林部会長 ありがとうございます。

若林特別委員、お願いいたします。

○若林特別委員 私も賛成です。

○林部会長 ありがとうございます。

全先生方からの賛成の意見を承りましたので、原案のとおりで進めさせていただきます。

続きまして、21ページ目からの3Gに関する評価でございますが、これにつきましても御質問、御意見等頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特に御異論等はないと理解してよろしかったでしょうか。御賛同の意見かと承っておりますが、もし御質問等があればお願いしますが、よろしゅうございますか。

○笹瀬代理 意見ございません。

○林部会長 ありがとうございます。

それでは、これについても特に異議なしということで、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、25ページ目からの認定の有効期間中の周波数帯平均値に基づく評価でございます。これにつきましても御意見等、もしございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これにつきましても、特に御異論等はないと承ってよろしゅうございましょうか。

それでは、これにつきましても御賛同ということで、特に異論はないということ承りたいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、35ページ目の安全・信頼性の確保に関する定性評価の規定の整備に係る部分ですが、これにつきましても、字句の修正等ありますが、御質問等あればお願いできればと思います。

若林先生、お願いいたします。

○若林特別委員 この文言自体はよろしいと思いますが、説明として、先ほど能登半島の地震等に対する対応状況のお話があったかと思えます。それを一定の取組に入れるのか、についてお聞きしたいと思います。一定の取組というのは、地震などの災害があったときに、安全性あるいは信頼性を確保できるよう

に、事前にどんな取組を行っているかというようなイメージでございました。例えば、これまでも訓練をしているとか、どのような体制を整えているとか、そういうお話が議論されてきたと思いますが、今回の能登半島の対応状況も含むとの御説明だと、事前の対策がいかに機能したかという話だと思うので、それも、この一定の取組という中に入れて考えるということなのか、その辺を確認させていただきたいと思って質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○林部会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思えます。

事務局から、まずこの字句修正の含意につきまして、先ほどの御質問について補足的に御説明いただけますでしょうか。

○宮良幹事 事務局、宮良でございます。

御指摘のとおりと考えておきまして、事務局といたしましては、「一定の取組を行っており」といった意味合いの中に、事前の対策に加えて実際に事案が発生したときの取組、対応についても評価に含めるといったような考え方としてございます。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。

○若林特別委員 ありがとうございます。

だとすると、昨年度の評価等のときは、やはりどちらかというところ、皆様、事前にどのような取組をしているかということを中心に御報告等いただいていたように思いますので、その旨、例えば注に書くなど、そういうことは可能でしょうか。つまり、それがどのように実際に機能したか等についても含めて取組とすることを、文言で明確にすることは可能でしょうか。

○宮良幹事 事務局からよろしいでしょうか。

○林部会長 お願いします。

○宮良幹事 御指摘のとおり、明確化というのは重要な観点かと存じますので、

具体的な御提案は別途できればと思いますが、この有効利用評価方針の改定案のところ、注釈が現在の評価方針にも記載がございまして、「災害対策、通信障害対策、セキュリティ対策をいう」とございしますが、対策というと、予防的な措置といったところもあるかと思imasるので、例えばこの後に、「対策をいい、かつ、実際に事案が起こったときの対応も含む」といったような文言で明確化する方向性もあるかと思imasりますが、この方向性はいかがでしょう。

○若林特別委員 個人的には賛成です。やはり基準なので、なるべく明確に伝えることが必要かと思imas。方法については、お任せしたいと思imasが、賛成です。

○林部会長 ありがとうございます。

やり取りを拝聴して、やはり何らかの注記、補足説明があったほうが親切かという感じはしますので、誤解のないようにと言うときつ過ぎますが、事前の対策・準備だけではなくて災害等の初動対応も含めて、そういうことが読み取れるように、今、宮良様がちょっと御説明なされたような形で、後ほど事務局として文案をお示しいただいて、それを改めて、審議させていただければなと思imas。

この点につきまして、ほかの先生方から何か御意見等ございませうでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いします。

○笹瀬代理 現行は、「過去の経験等を踏まえ」とはっきり書いてあるので、何か災害が起こった場合にどう対応したかがかなり明確に分かりますが、下側の改定をすると、「一定取組を行っており」が今後の対策だけに見えてしまうので、そういう面で、若林特別委員がおっしゃったように、何か起こったことがあった場合にどう対応したかという、対策だけではなくて対応についても何か記載を入れることが良いかという気がします。

○林部会長 ありがとうございます。私も同感でございます。ありがとうございます。

この方向で事務局に文案を考えていただくということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○若林特別委員 賛成です。

○林部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして特に異論はないとのことでございますので、事務局におかれましては、その方向で御検討いただければと思います。

ありがとうございます。

安全・信頼性の確保につきまして、ほかには何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。ほかには特に御意等、御異論等ないようでございますので、これもおおむね御賛同いただいたということで、次の部分に進めさせていただければと思います。

次は、38ページの目のインフラシェアリングに係る定性評価でございますが、この点につきまして、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○笹瀬代理 インフラシェアリングに関しましては、事業者ヒアリングを原則にしていますが、先ほどパブリックコメントの意見であったように、JTOWERなど、インフラシェアリングに実際に関わっている企業、会社との関係がどうなるかをお聞きしたいです。あくまで事業者だけが考えるほうがいいのか、もしくはインフラシェアリング的なところに関しても、何か前もってアンケートなりを総務省経由で取っておいて、それをベースに質問するような定性評価をするという考え方のほうがいいのかについて、いかがでしょうか。特に、屋外は分かりませんが、屋内になってくると、ノウハウ的なものもあるので、キャ

リアがどう使っているかというよりは、逆にインフラシェアリング事業者がどういうサービスが提供できるのかというところも結構大きいような気もしますが、いかがでしょうか。

○林部会長 この点も非常に重要な御指摘だと思いますが、事務局はいかがでしょう。

○宮良幹事 事務局でございます。

重要な御指摘かと思えます。まず、前提といたしまして、ヒアリングにつきましては、電波法におきましては免許人が対象となっておりますので、基本的には免許人へのヒアリングをこれまで実施いただいているところと承知しております。ただ、御指摘のように、事業者のヒアリングのみならず、インフラシェアリングの取組を事業者の評価の参考にする、評価に当たっての考量として、実際のインフラシェアリング事業者がどのような取組を行っているかという点は重要な点かと思えますので、この点、現時点ではこのページの一番下の四角におきまして、事務局からインフラシェアリング事業者に対しまして取組状況などを伺いまして、協力が得られた者の回答について、部会に参考として御報告をするといった形もあろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

○林部会長 ありがとうございます。

この点も、事務局のほうで、主なインフラシェアリング事業者に対して質問等を行っていただいて、実態等をつまびらかにしていただきたいところでございますが、この点、インフラシェアリング事業者も複数あるようでございますので、その公平性も配慮しながら質問等進めていただければと思いました。よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでございましょう。

○若林特別委員 今のお話を伺って1つ質問ですが、事務局で主なインフラシェアリング事業者に対してヒアリングを行ったという場合に、もちろん、その内容についてはセンシティブなものがあると思いますので公表できないと思いますが、どのような事業者に対してヒアリングを行ったかというのは公開することによってよろしいでしょうか。

○林部会長 事務局いかがでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。

どのような事業者に対してヒアリングを行ったかという点について公開を行うかといった御質問でございますけれども、電波法令上の観点からは特段定めはないところでございますが、基本的には相手方の事業者に対して、公表してよいかといったところも問合せし、例えば公表は差し控えてほしいといった事業者に関しては伏せた形にするなど、そういった方法はあるかと思っておりますので、御指摘を踏まえまして、公表していいか否かという点も含めて、事業者へのヒアリングに際しては、質問として含めさせていただくような方向とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○若林特別委員 ありがとうございます。

評価の信頼性の問題として、やはり可能であれば公表しておいたほうがいいのかと思っておりますので、その辺のやり方等は、特にこうあるべきということではないので、可能な限りということをお願いできればと思っております。

ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。

相手先の同意が取ればという前提ではございますが、もし同意が取れば、個社名も公表するという御検討いただければなと思っておりますし、インフラシェアリング事業者のヒアリングをして、そこで信頼性を持った形で評価して

いるということがある種、裏打ちできるということも大事ですので、事務局におかれまして御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでございましょう。

よろしかったでしょうか。それでは、先ほど御質問等あったところは御検討いただくことにして、それ以外は原案のとおりという形で進めさせていただければと思います。

それでは、最後になります。40ページ目の、安全・信頼性の確保に係る定性評価ですが、これにつきましても御質問等ございましたらお願いできればと思います。

○池永特別委員 池永です。よろしいでしょうか。

○林部会長 お願いいたします。

○池永特別委員 内容につきましては、この案のとおりで問題ないと考えております。ヒアリング項目についてですが、ヒアリングをして集まってきた情報に関して、例えば安全・信頼性の確保に関する取組であれば、非常にいい取組であれば、何かそういう情報を共有できるような仕組みがあるといいと思っています。もし可能であれば、事業者のよい取組を相互に共有できるような、何かそういう機会がどこかにあればいいと思います。もちろん、その事業者が出してもいいと言われる許可は必要かと思いますが、こういう情報が集まってきたときに、その他の事業者にも役に立つようなものがもしあるようであれば、特に安全・信頼性に関するものは、皆やられるといいということがあれば、うまくそういう情報が共有できるかと思っています。

○林部会長 ありがとうございます。

まさにそういうグッドプラクティス的なものの共有が各社できれば今後の対策、災害が起こったときの対策、対応にも生かせることができますので、そういうグッドプラクティス事例集的なものの共有化というのは非常に重要なことか

と思います。

事務局のほうで何か工夫をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。

重要な御指摘かと思えます。今回、③番目、資料40ページ目の一番下でございますが、能登半島地震の関係につきましては、御指摘の観点も踏まえまして、基地局の被害状況や、復旧に向けた対応状況の全部または一部の公表を予定していますといった観点で、非公表を希望する内容がある場合は、該当箇所や、その理由を聞くような形にしていますが、御指摘も踏まえまして、安全・信頼性の確保の全般につきまして、事業者ヒアリングの段階で、非公表の範囲、各社の事業戦略や、そういったところに関わらないものにつきましては、評価結果案で公表できるような形で、事業者にも確認しながら進めていくような設問の作り方で検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○林部会長 よろしく願いいたします。

まさに能登半島地震においては、各社の災害対応、初動対応における協力が、これまでと比べてかなり進み、先進的な事例が数多くあったかと、メディアでもそのように報道されていますので、そういうところをできる限り丁寧に拾っていただいて、次に活かしていただけるといいかと思いましたのでよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○笹瀬代理 笹瀬です。

○林部会長 笹瀬先生、お願いします。

○笹瀬代理 今の点で1点確認をしたいのですが、公表というのは、総務省のホームページ、もしくは各企業が自分で出しているものを公表と言っているのでしょうか。

○宮良幹事 はい。

○笹瀬代理 協力について林先生がおっしゃいましたが、ノウハウ的なもので、世の中一般にはオープンにしたいけれども、事業者間でうまく情報共有したいこともあると思います。そういうものに関しては、公表でもないし非公表でもないですが、ノウハウ的なものは、各事業者は欲しいと思います。そういうことに関して、クローズの共有というものはあるのでしょうか。もちろん契約か何かをする必要があると思いますが、実践的にはかなり役に立つと思います。今回、移動基地局を船に積んで持っていったのも、NTTとKDDIが2社で取り組んでいるわけですよね。ソフトバンクは船を持っていないので、参加したいと思っても参加できない状況だと思いますが、復旧という点から見れば、ソフトバンクも入れるような仕組みがあったらいいなど、何かそういう仕組みがうまく共有できれば、より役に立つと思います。総務省のほうで、何か仕組みを考えておられるのでしょうか。

○渋谷課長 事務局の渋谷です。今の点につきまして、能登半島の対応については、この場は電波監理審議会の中で電波の有効利用という観点で、御議論いただいておりますが、総務省の総合通信基盤局として、主に電気通信事業部の安全・信頼性対策課というところがございまして、ここが音頭を取って、事業者においては競争と協調という形で対応を進めてきております。今、応急復旧がほぼ終わって、これから本格復旧に入る段階ですが、事業者と振り返りといいますか、各事業者がどういう取組をして、今後どういうことに力を入れていけばいいか、予備電源をもう少し強化するなど、これからまさに議論しようとしている段階でございまして。そういった取組をこの有効利用評価部会でも御紹介をさせていただくなどして、先生がおっしゃるような公表する部分と、公表はしないけれども事業者間で共有して今後備えていく部分と、いろいろあるかと思いますが、その辺は、この部会での扱い方や、総合通信基盤局とし

て対応していることとのすみ分けも含めて、また御相談、御議論させていただければと思います。

以上です。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

緊急時の有効利用は極めて大きいので、そういう面では有効利用評価部会としては知りたいですね。

○林部会長 おっしゃるとおりです。

○渋谷課長 分かりました。その辺は十分配慮して、前広に考えて、御紹介、御議論いただきたいと思います。

○林部会長 ぜひ御紹介等いただければと思います。私自身も非常に関心があるところですし、能登半島地震については、まだ振り返る余裕はないかと思いますが、また折を見て、振り返るタイミングが出てきた段階で、御紹介あるいは御議論等をさせていただければ大変ありがたいと思いました。

ありがとうございます。

○渋谷課長 分かりました。

○林部会長 お願い申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。

○眞田特別委員 眞田です。

○林部会長 眞田先生、お願いいたします。

○眞田特別委員 1点だけ、①番目の質問はどういう意図で伺うのでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。

基本的に全国BWAの2.5GHz帯につきましては、全国BWAの事業者としてはルータ等の主としてデータ通信を用いたサービス提供が行われていますが、その中で2.5GHz帯は携帯電話にも、iPhoneなどにも搭載されているような周波数帯ですので、基本的に携帯電話向けとルータ向けといった利用用途

別の無線局数の割合につきまして、基本的な情報として何う形でできればと考えて、①でお示しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○眞田特別委員 SIMカードで販売されているような場合に、携帯電話用かルータ用か区別がつくのかと思いました。あるいはSIMカードで、携帯電話のSIMカードを抜いてルータの機械に入れて、それで動くと、どちらなのかという話になる気がしました。

○宮良幹事 事務局でございます。御質問の点につきましては、実態を把握できてないところがございますので、このような質問で本当に切り分けができるのかといった御指摘だと認識いたしましたので、事務局のほうで調査をいたしまして、別途、御指摘の点につきまして回答させていただきたいと思っております。

○眞田特別委員 よろしく申し上げます。

もう一つ、ささいなことで恐縮なんですけど、評価項目の一定の取組をbとdは行っているかないか、cはあるか、ないかと書いてありますが、cも「一定の取組を行っているものの」と書いたほうがいいのかと思っております。強い意見ではないですが、並んで見ると違和感がありますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○宮良幹事 事務局でございます。

この点、35ページ目で今回、評価方針の改定案としてもお示しさせていただいておまして、先ほどの御議論によりまして、注釈についても別途、御提案を差し上げることとなっておりますので、御指摘の点も含めて、d評価でも「取組が行われていない」といった表現になっておりますので、c評価につきましても「一定の取組は行っているものの」といった形で御指摘のとおり修正した案を別途お示しさせていただければと思います。

以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。

非常に重要な御指摘を賜りましてありがとうございます。これも後ほど事務局から修正案を作成いただきまして、後ほど先生方に御確認をいただければと思います。

ほかにはよろしゅうございますか。

ありがとうございます。多くの項目につきまして活発な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の御議論を踏まえまして、幾つか御提案、あるいは字句の修正を含めた修正をいただいたかと思しますので、事務局のほうで改めて修正案を御作成いただきまして、構成員の先生方に改めて御確認をお願いしたいと思います。

そのほか、追加でもし修正がございましたら、これも追って事務局までメールにてお送りいただければと思います。

それでは、3月期の電監審におきまして、当部会から有効利用評価方針の改定案につきましても御報告をさせていただきたいと思えます。本件につきましても、僭越でございますけれども、電波監理審議会の報告に当たっては、部会長の私に御一任を賜ればと思えますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。そういう形で進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

最後に、全体を通じて御意見等ございましたらいただければと思えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

閉 会

○林部会長 それでは、本日、御用意いたしました議題は以上でございます。

以上で本議題は終了したいと思います。

最後に、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

○宮良幹事 事務局、宮良でございます。

3点、御連絡いたします。本日、御指摘いただいた修正等の御意見につきましては、別途、事務局で案を検討の上、メールで皆様へお送り差し上げたいと考えております。

2点目でございますが、先ほど部会長からもございました追加の修正等の御意見がございましたら、短期間で大変恐れ入りますけれども、来週、3月5日火曜日までに事務局までメールを頂戴できますと大変幸いです。

最後でございますが、次回の部会について御案内いたします。次回の部会につきましては、3月18日月曜日13時からを予定しております。

事務局からの連絡は以上でございます。

○林部会長 ありがとうございます。

次回の部会は3月18日の13時からということでございますので、また御予定をお願いできればと思います。

それでは、長い時間、かつ遅い時間まで御対応いただきましてありがとうございました。本日の有効利用評価部会は、これにて閉会したいと思います。遅い時間までどうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。